

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「ゴルフはミスゲーム」とは青木功の言葉です。イチローでさえ6割以上は凡打か三振です。人がやることに完璧はありませんが、練習でうまくいっていたものが本番になるとミスを連発することはよくあることです。実力以上のことはできないので、良く見せたいという欲や見栄などの意識が集中力を削ぎ、ひとつのミスが動揺を生み、ミスがミスを引き寄せてきます。ミスをもどのようにマネジメントしていくか、最小限にとどめるか、チャンスに変えていくかが勝負の分かれ目です。

私の書棚より

○世界規模のマイナス要因は、日本企業ばかりでなく他の国の企業にも共通するものであると考え始めると、ピンチはチャンスにできるかもしれないと考えられるようになる。

○今回の危機の本質を、巨大で複雑な投機行動の破綻、と捉えるならば、それへの対策として投機の抑制と金融規律の回復が予想される。

「エセ理詰めの経営の嘘」
伊丹敬之著 日本経済新聞出版社

10日	○4月分の源泉所得税の納付
15日	○特別農業所得者の承認申請 (休日につき17日)
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告(予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告

税務アンテナ

□消費税は課税資産の譲渡等に係る対価について課税されます。このため損害賠償金については課税資産の譲渡等には該当しませんので課税されません。

ただし、航空運賃のキャンセル料等のように、払戻しの時期に係らずに徴収されるものは、解約手数料等を対価とする役務の提供に該当します。消費税の課税対象となります。なお、ホテルのキャンセル料等には解約によって生じる逸失利益に対する損害賠償金と解約手数料が含まれますが、事業者が区分せずに一括で受領しているときは、その全額を不課税として取り扱うことができます。

□貸倒引当金には一括評価金銭債権に係るものと債務者ごとに判定する個別評価金銭債権に係るものがあります。

貸倒損失が申告書提出後に税務調査で時期尚早として否認された場合でも、「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金に関する明細書」の提出を要件として、貸倒損失として処理した金額を個別評価による貸倒引当金繰入額として取り扱うことができます。

ただし、この場合でも債務者が破綻状態であることを証明できる書類の保存が必要となります。

税務に関するご質問をお受けしております。

31日	○5月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『悲観主義は気分属し、楽観主義は意思属する』 by モリス・アラン